

令和元年 7 月 1 日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
プラスチック容器事業部

「令和 2 年度プラスチック製容器包装再生処理事業者登録」の  
申請に関する重要事項（変更点等）

＊令和 2 年度 登録申請に関わる変更点

**令和 2 年度の登録申請で、平成 31 年度との大きな変更点はありません。**

昨年度変更した事項については、継続しますので留意願います。

{特に注意してもらいたい事項を以下に列挙します}

(1) 施設能力の申告値について

＜工場属性情報の入力（様式 2）に関わる重要事項＞

施設の能力については「再生処理能力（投入量）」①と「うち容器包装引き取り能力（投入量）」②の二つの入力をお願いしているが、「うち容器包装引き取り能力（投入量）」②については、容リ以外の廃棄物等を受け入れる場合の減量分を勘案するだけでなく、**より実態に近い引き取り能力値を申告していただきたい。**

**入札時の落札可能量・減量申請は、原則認められません。**

昨年度、処理できない量を落札してしまい、一部辞退してきた事業者が数社ありました。一部辞退を申告してきた場合は、措置規程に基づき厳重に対応します。

尚、「うち容器包装引き取り能力（投入量）」②を変更した場合、関連する施設関係書類（4.処理工程に沿った物質収支と処理量、5.操業体制等）の見直し、提出も必要となるので留意のこと。

(2) 引き取り同意書（様式 5）関係書類＜含システム＞の改善

昨年度から引き取り同意書関係書類のシステム、提出書類等が変更になっています。 【資料 4-2 参照】

(3) ガス化手法によって得られたガスを燃料として利用する場合の対応

**ガス化手法によって得られた水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを燃料として利用することは、固形燃料化と同様に緊急避難的・補完的取り扱いとなっています。**

「事業者登録規程」が一部改正されました。

旧第二百八条の二にあった危険運転致死傷罪が自転車運転死傷行為処罰法に吸収され、旧第二百八条の三が第二百八条の二として繰り上がったため登録規程の 1. 二. ハで引用されている‘刑法’～第二百八条の三を第二百八条の二と修正しています。（本質的な内容の変更ではありません）

【参考資料 4 参照】